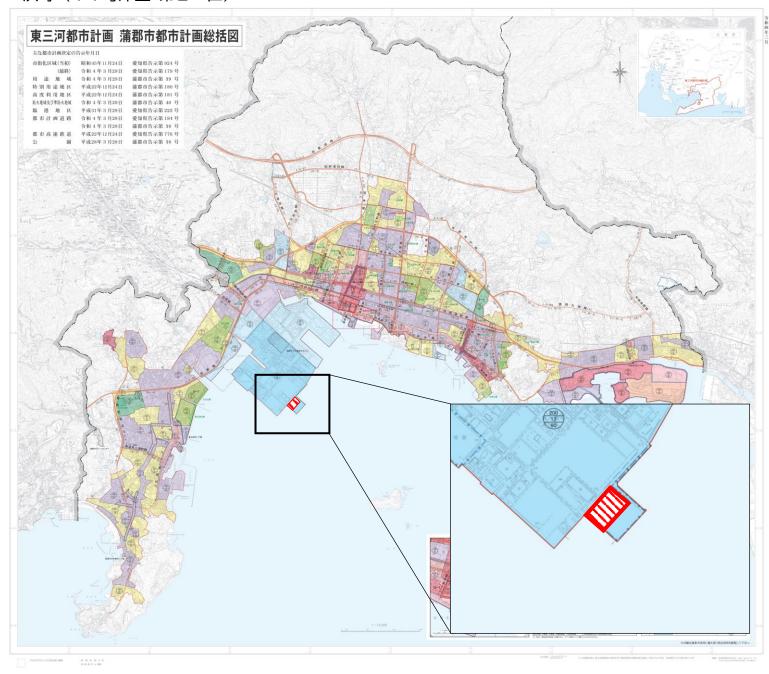
都市計画変更説明資料

◆ 対象地区

・浜町(11号岸壁 第2工区)





◆ 手続きの概要

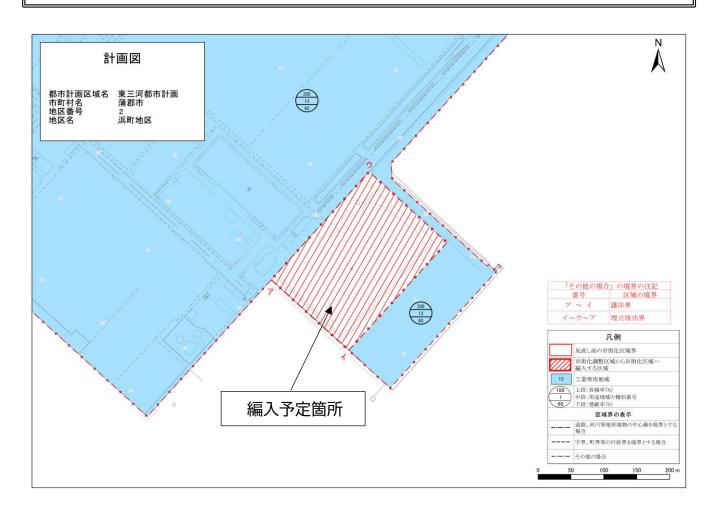
- ・区域区分の変更 埋立が完了した埠頭用地を市街化区域に含める
- ・用途地域および臨港地区の変更 土地利用規制を合わせて設定する

◆ 都市計画変更の内容

I 区域区分

☆埠頭用地としての計画的な土地利用を図るため、埋立が完了した<u>第2工区を</u> **市街化区域に編入**する

☆港湾施設として適切な土地利用を図るため<u>用途地域と臨港地区</u>を指定する



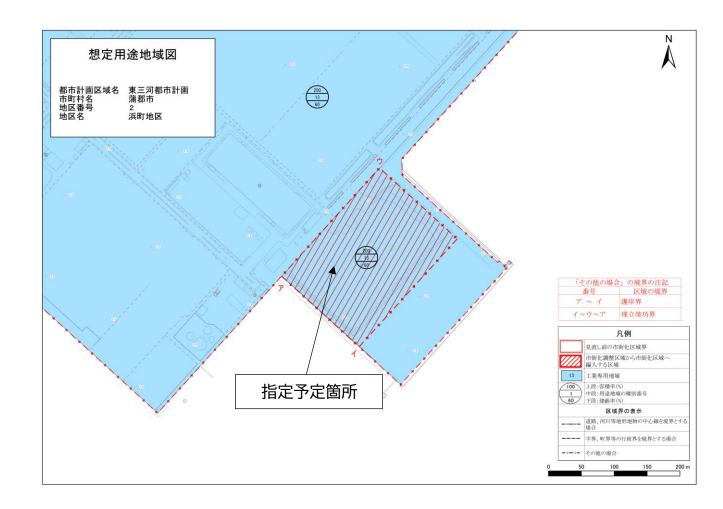
○市街化区域と市街化調整区域について

市街化区域 : 計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域:市街化を抑制すべき区域

Ⅱ 用途地域

☆工業の利便を増進する目的で定める<u>工業専用地域</u>を指定する ☆建ぺい率60%、容積率200%

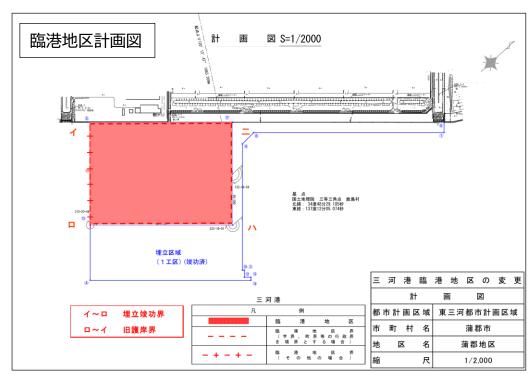


- ○用途地域にはそれぞれの目的があり、目的別に建築可能な建築物用途が規定されている
- ○本地区の土地利用の目的(完成自動車などの貨物を取り扱う埠頭用地)は、工業系土地 利用に分類される

Ⅲ 臨港地区

☆**臨港地区**を指定する

☆港湾計画の土地利用(埠頭用地)の位置づけにより、<u>商港区</u>を指定する





- ○港湾の多様な機能を十分に発揮させるため、三河港を一体的に捉え、機能的に区分し、 目的の異なる構築物が無秩序に混在することを防ぐためのもの
- 〇三河港港湾計画を元に港湾管理者(愛知県)が『分区』を指定する 分区(愛知県臨港地区分区内構築物規制条例)
 - ・商港区 ・特殊物資港区 ・工業港区 ・漁港区 ・バンカー港区 ・保安港区 ・マリーナ港区 ・修景厚生港区

による。 日本港湾協会) 港湾局長通知、及び港湾行政の概要(社団法人 [昭和28年8月19日港管第1402号 名分区の概要

分区名	区域概要	具体例等
南港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目	上屋、倉庫、トラックターミナル、旅客用施設、海事関係官公署、港湾その他の海事に関する理解増進を図るための会議施設、
	的とする区域	展示施設等、これらに関する企業の事務所等の施設及びこれらに関連する臨港駅、駐車場、車庫等の施設並びにこれらのために供
		せられる用地が、その区域内の大部分を占める地域。
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資	専ら石炭、鉱石、穀物、木材等の大量ばら積を通例とする貨物を取扱うサイロ、貯炭場、貯木場、野積場等及びこれらのために
	を取り扱わせることを目的とする区域	供される用地が、その大部分を占める地域。
工業港区	工場その他工業施設を設置することを目的と	水際線を利用する工業の用に供する工場敷地の全部、当該工業と関連する事業の用地、及びこれらに関連する係留施設並びにこ
	する区域	れらのために供せられる用地が、その大部分を占める地域。
漁港区	水産物を取扱わせ、又は、漁船の出漁の準備を	魚舎、冷凍冷蔵倉庫、魚市場、水産加工場、製氷所、網干場等これらに関連する係留施設、漁業関連官公署及びこれらに関する
	行わせることを目的とする区域	企業の事務所等の施設、これらに供せられる用地が、その区域内の大部分を占める地域。
バンカー港区	船舶用燃料貯蔵及び補給を行わせることを目	専ら船舶用燃料貯蔵施設及び補給施設等及びこれらに供せられる用地がその区域内の大部分を占める地域。
	的とした区域	
保安港区	爆発物その他の危険物を取扱わせることを目	専ら原油、LPG、LNG 等の危険物に陸揚、船積、貯蔵、移送等の取り扱いを行うことを目的とする荷役機械、タンク、パイプライ
	的とする区域	ン等の施設及びこれらのために供せられる用地がその大部分を占める地域。
マリーナ港区	スポーツ又はレクリェーションの用に供する	スポーツ又はレクリェーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶のための係留施設、船揚場、船舶修理施設、
	ヨット、モーターボートその他の船舶の利用のよ	船舶保管施設等の施設並びにこれらのために供せられる用地がその大部分を占めている地域。
	うに供することを目的とする区域	
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚	港湾の景観の維持・整備するための海浜、緑地等、港湾における生活環境を保全し、又は整備するための海浜、緑地、休憩所等
	生の増進を図ることを目的とする区域	の施設及び船舶乗務員、港湾労働者、臨港地区内にある工場又は事業所の従業員その他の港湾関係者のための公園、緑地、広場、
		運動施設等の港湾環境整備施設、休泊所、病院、診療所等の福利厚生施設並びにこれらのために供せられる用地がその大部分を占
		める地域。

■ 愛知県臨港地区分区内構築物規制条例 (趣旨)第一条 この条例は、港湾法(昭和二十五年

一直要素、企業の目的によっている。
 一直を表す、「企業の目的によっている。
 一直を表す、「企業の目的によっている。
 一直を表す、「企業の目的によっている。
 一直を表す、「企業の目的によっている。
 一直を表す、「企業の目的に対している。
 一直を表す、「企業の目的に対している。
 一直を表す、「企業の目的に対している。
 一直を表す、「企業の目的に対している。
 一直を表す、「企業の目的に対している。
 一直を表す、「企業の目的に対している。
 一直を表す、「企業の目的に対している。
 一直を表す、「企業の目的に対している。
 一直に対している。
 一点に対している。
 一点にはいるのではいる。
 一点にはいるのではいるのではいる。
 一点に対しているのではいるのではいるのではいる。
 一面を含っているのではいるのではいる。

愛知県臨港地区分区内構築物規制条例第3条に基づく構築物規制 構築物規制「O」は可。

災 和 宗 師 冷 構築物規	女は宋朝で占づって「本来を発見」をできるまった。 といまま という はまない はいしょう はいっぱん はいっぱん はいっぱん はんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう						(平成29	(平成29年10月改正)	发正)
区 分注)便宜上の	構築物	極	华 社	Н	無	ぐハ	硃	⊳ =	後早
整理		එ	於物	** #	換	ルー	安 #	·-+	尽厚生
		M	(ы 	M	拠区	р М	拠区	一类区
港湾法第2条 第5項に掲げ	第2号 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘(こう)門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	0	0	0	0	0	0	0	0
る港湾施設	係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋、物揚場及び船揚場	0	0	0		0	0	0	0
	第4号 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁(りよう)、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0		0	0	0	0
	荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	0	0	0			0		
	第7号 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	0						0	0
	第8号 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設	(注) 危険物 電場及び 野油施設 か解く	0	0					
	第8号の2 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第十三号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設	Č O	0	0		0		0	
	第8号の3 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	0	0	0		0	0	0	0
	第9号 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	0	0	0	0	0	0		0
	第9号の2 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設 (第十三号に掲げる施設を除く。)		0	0		0	0		
	第9号の3 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	0	0	0		0	0	0	0
	第10号 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	0	0					0	0
	第10号の2 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第十四号に掲げる施設を除く。)	0	0			0		0	0
事務所	海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所、第二に中になる。にのままでは、または、「「「「」」といって、「「」」といって、「「」」といって、「「」	0	0		(
	漁業協同組合その他の者で知事が指定するものの事務所 給炭業者、給油業者その他の燃料供給業者の事務所 ※3.油業表なが各除物を取い扱う業者の事務所				0	0	(
		0	0	0	0	0	0	0	0
港湾関係者 の利便性の	旅館、ホテル及び飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に定める風俗営業に該当するものを除く。)	0						0	
向上を図る ための施設	休泊所、飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に定める風俗営業に該当するものを除く。)								0
	5. 10年 では、10年	0						0	0
港湾の流通 機能の高度 化を図るた	卸売市場	0							
めの施設工場等	原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯 施設			0					
% 带 % 相 教	前段の工場に従事する労務者のための休泊所及び診療所等もので、 一般の工場に従事する労務者のための休泊所及び診療所等には株では株では、 1000年間 1000円間 1000円間 1000円間 1000円間			0	(
温港温场整備法第3条第	徐留施設 序壁、物杨场、徐柏洋操二 機能施設				0				
1号ロ及び第 2号に掲げる 4-51	イ 輸送施設 コ 航行補助施設								
施設	拖設								
	補給施設 増殖及び養殖用施設								
	及び廃棄物処理施設 ト 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製水、冷凍及び								
	叕				0				
	漁港管理施設								
	/ 漁港净化施設 廃油処理施設								
	7 廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設 カ 漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設								
保管施設	貯炭場、貯油施設その他の燃料保管施設 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設					0	0		
港湾その他 の海事に関 する理解の	図書館、博物館、水族館、展示場、公会堂及び展望施設								0
増進を図るための施設	UE → ₹ 1 → ₹ 2 → ₹ 1 → ₹ 2 → ₹ 1 →								
	44144						0		
	-ボートその他の船舶の用具倉庫及び上架施設並びにこ							0	
	電気事業者による冉生可能エネルギー電気の調達に関する特別措直法(平成二十三年法律第白八号)第二条第三頃に規定する再生可能エネルギー発電設備			0					